

お済みですか？ 高齢者肺炎球菌予防接種

高齢の方は、肺炎にかかるると重症化しやすいため積極的に予防接種を受けましょう。

▼**対象者** これまでに1回も肺炎球菌予防接種を受けたことがなく、次の方が今年度の対象です。誕生日前でも接種が可能です。

①今年度、次の年齢になる方。

65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳。

②60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器に重い障がい（身体障害者手帳1級程度）のある方。

▼**接種期限** 平成30年3月31日まで

▼**料金** 2,500円（生活保護世帯の方は無料）

▼**実施医療機関等**

- 健康ひろば・実施医療機関（本誌 p.26）に掲載する町内の医療機関の他、北海道医療大学病院（札幌市北区）で接種できます。
- 医療機関へ事前に予約が必要です。
- 入院または入所中など町外の医療機関で接種を希望する方は、事前にゆとろの担当へ連絡してください。

▼**問合せ** 保健福祉課保健医療係（ゆとろ内・☎23-2346）

5年に1度は受けましょう エキノコックス症検診

エキノコックス症の早期発見のため、2会場で実施します。日曜日にも受けられますので、受診ください。

▼**日時・会場**

8月24日（木）西当別コミセン

8月27日（日）ゆとろ

※いずれも10時30分～11時30分

▼**対象者** 小学3年生以上の町民（過去5年エキノコックス症検診を受けていない方）

▼**検査内容等**

採血、問診票記入で簡単に受けることができます。

▼**料金** 無料

▼**申込期限等**

- 8月17日（木）までに申込みが必要です。
- 8月の巡回ドック・フレッシュ健診（本誌 p.10）を受ける方は同時に受診できますので、お申し出ください。

▼**問合せ** 保健福祉課健康推進係（ゆとろ内・☎23-4044）

ご存知ですか？ 自立支援医療制度

自立支援医療制度とは、北海道が指定した指定自立支援医療機関で心身の障がいを除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担を軽減する制度です。この制度の医療種別や内容は次のとおりで、支給を受けるには事前に申請が必要です。

※申請には医師の意見書・診断書（指定様式）等が必要です。

※所得の状況により対象外になる場合があります。

▼**申請先・問合せ** 介護課障がい支援係（ゆとろ内・☎25-2665）

種別	内容	対象医療・疾患例
精神通院医療	通院による精神医療を継続的に必要とする程度の病状の方に、医療費の一部を公費負担する制度。	統合失調症・うつ病・てんかん・精神作用物質による依存症など。
更生医療	障がいのある方が治療することによって、障がいを軽くしたり取り除いたりするための医療費の一部を公費負担する制度。※身体障害者手帳が必要（同時申請可能）。	人工関節置換術・人工透析療法・白内障手術など。
育成医療	更生医療と同様の医療費の一部を公費負担する制度。身体に障がいのある18歳未満の児童が対象で、身体障害者手帳は必ずしも必要ではありません。	口蓋裂等の形成術・肢体の関節形成術や関節置換術など。

税金 住民税（町・道民税）の申告はお済みですか？ 申告が必要な方は、8月31日までに申告してください。

住民税の申告は、例年3月15日までとなっていますが、申告がまだお済みではない方はいませんか？申告が必要な方は、必ず申告してください。

■申告が必要な方

- ①「給与支払報告書」が勤務先から役場へ提出されていない方。
- ②一定の収入があり、住民税申告または所得税の確定申告をされていない方。

《留意事項》

- ・国民健康保険に加入している方や、所得課税証明が必要な方、その他各種助成制度等を申請される方は申告が必要になります。
- ・公的年金収入のみが400万円以下の方は、年金支払者から役場に「公的年金支払報告書」が提出されているため、原則申告は必要ありません。しかし、社会保険・生命保険・地震保険等の各所得控除が反映されていない場合や、年金支払者への届出の有無によって、配偶者控除・扶養控除・障害者控除・寡婦控除などが反映されていない場合があります。この場合は住民税申告をすることによって、住民税額が減額になる場合もあります。

■申告する際に必要なもの

- ①印鑑
- ②源泉徴収票など収入金額が確認できるもの。
- ③生命保険料、地震保険料控除明細書、健康保険、医療費の領収書
- ④その他申告に必要なと思われる書類

■申告の必要がない方

- ①既に所得税の確定申告、住民税申告をされた方とその扶養親族。
- ②給与所得のみの方で、勤務先から役場に「給与支払報告書」が提出されている方とその扶養親族。
- ③平成28年中の収入が全くなかった方。
- ④収入が非課税年金（遺族年金、障害者年金）のみの方。

■問合せ 税務課税務係 ☎ 23 - 2332



30年目のラブレター募集

～2回目のハネムーンをあなたに 舞台は真珠のまち「四国・宇和島」～



宇和島市では、30年目の「愛の手紙」を全国から募集しています。結婚30年（パール婚式）を迎えるパートナーへのありがとうという素直な気持ち、これからの願いや誓いの言葉などを手紙にしたためて応募ください。応募された手紙の中から印象の深い作品を選び3組のご夫婦を宇和島にご招待します。

▼応募資格 昭和61年1月～昭和63年12月に結婚されたご夫婦。

▼応募方法

- ・夫から妻へ、妻から夫へ（どちらか一方でもお互いの交換でも構いません）宛てた手紙であること。
- ・様式は自由で、1,000字以内。
- ・手紙のほか、①応募者氏名 ②夫の氏名と年齢

- ③妻の氏名と年齢
- ④結婚年月日
- ⑤郵便番号
- ⑥住所
- ⑦電話番号
- ⑧何をみて応募されたか
- ⑨作品タイトル
- ⑩お二人の写真を同封し、郵送か電子メールでご応募ください。

▼募集期限 9月15日（金）【必着】

▼その他 ご招待日程は11月10日（金）～12日（日）の2泊3日。ご夫婦お二人の旅行費用は宇和島市で負担します。詳細は宇和島市ホームページで確認ください。

▼詳細・応募先 宇和島市商工観光課（愛媛県宇和島市曙町1番地 / ☎ 0895 - 24 - 1111 / FAX 0895 - 25 - 4907 / E-mail : shoko@city.uwajima.lg.jp）